

第5章 食生活改善対策

【健康推進課・各保健福祉事務所】

第1節 避難所栄養支援関係

【主な取り組み・支援活動】～何があったか、どう対応したか～

本庁

【健康推進課】

■栄養補助食品等について、3月14日付けで財団法人日本健康・栄養食品協会あて「栄養補助食品等の提供について」を送付し、栄養補助食品の提供を依頼した。

■3月16日から8月5日まで、各メーカー等からの物資の受理を行った。

■受け入れた物資は、各保健所及び被災市町からの要望により、沿岸部を中心とした避難所や医療施設等に送付した。輸送手段の確保が困難な時期には、保健所職員の巡回時に配付を行った。

【主な支援物資】

項目	内容及び数量	提供元
特別用途食品・保健機能食品等	・栄養補助食品（ビタミン剤5,000本、妊婦用クッキー2,650箱ほか）、濃厚流動食（栄養補給飲料1,920本ほか）、嚥下食、アレルギー用ミルク、離乳食、介護食、病者用食品 ・低タンパク米（600食）、ビタミン強化米（約1,300kgほか） 全43品目	ユニセフ、財団法人日本健康栄養食品協会ほか 全21企業・団体
その他	書籍（食品成分表など計364冊）	NPO法人食生態学実践フォーラム等

■避難所における栄養ケアについては、3月12日から被災者の食事・栄養状況を把握するため、保健所職員が避難所を巡回し、必要な助言・支援を行った。

■避難所での栄養改善を適切に実施するため、4月1日付けで「被災者の栄養・食生活支援活動要領」を市町村・保健所あてに通知した。この中で、内陸部の保健所に沿岸部の保健所支援を割り振るカウンターパート方式での支援体制を整えるとともに、被災者の栄養改善に関する活動内容の明確化を図った。

■避難所での食事状況の把握については、栄養改善の対応を図ることを目的に4月以降、避難所がほぼ閉鎖される10月まで計7回、調査を実施し、結果に基づき避難所を運営する市町へ必要な助言を行った。

【調査期間等】

	調査期間	調査箇所数
第1回	4月1日から4月12日まで	332か所
第2回	5月1日から5月20日まで	241か所
第3回	6月11日から6月20日まで	49か所
第4～7回	7月11日から7月20日まで（以降、10月まで毎月11日から20日まで）	33か所

※調査結果概要は、別紙のとおり

■避難所における栄養管理の目標や食事提供の留意事項については、厚生労働省からの通知に基づき、「避難所の食事提供に係る栄養管理の適正な実施について」を4月27日付けで市町村及び保健所あて通知し、以降、これらの通知により栄養量、献立作成、衛生管理などについて市町や避難所での支援を実施した。

■管理栄養士等の派遣については、市町の状況により厚生労働省あて派遣要望に関する情報提供を行った。他自治体からの派遣は3月31日から開始され、9月まで10都道県2市から延べ約530人の派遣を受

けた。また、3月23日には社団法人日本栄養士会から支援の申し出があり、4月4日から同会及び社団法人宮城県栄養士会の管理栄養士等の派遣が開始され、9月までに延べ約620人が本県において食生活・栄養支援活動を行った。

地方機関

【仙南保健福祉事務所】

■各避難所の食事提供状況について、3月14日から定期的に確認し、必要に応じて市町に対し栄養補助食品などを提供するとともに、二次避難所についても個別の栄養相談・巡回指導を行った。さらに、食中毒予防等の指導も行い、その発生を未然に防止した。

【仙台保健福祉事務所】

■避難所の食事や食料支給状況について、市町栄養士が把握出来ていないところがあったので、3月中に一部避難所について市町栄養士と一緒に巡回し、実態把握と併せ、栄養アセスメントの必要者の掘り起こしを行った。

■4月以降、毎月1回、「避難所の食事状況・栄養関連ニーズ調査」を実施し、避難所で提供している食事の栄養量について明らかにした。栄養不足が懸念される避難所については、市町への改善を要望するとともに、支援物資の活用やビタミン強化米の使用についての働きかけを行い栄養改善を支援した（4～7月 1回/月）。

■避難所の集約や自衛隊撤収等により、被災者自身が食事づくりを担当した町に対して、大量調理での献立例や使用食材について助言を行い被災者の負担軽減に努めた。また、食中毒発生予防のための衛生管理についての助言を行った。

■避難所生活が長期化し、活動量が減ったことで体重増加や血圧上昇等健康への影響が顕著になってきたことから、定期的に体重や血圧を測定し、被災者自身で自己管理ができることを目的に、避難所1か所で健康イベント「からだプチチェック」を行った（5月）。

■市町村栄養士の活動支援については、全市町村への対応は困難だったことから、沿岸の市町を中心に支援を行ったが、栄養関係者の情報交換会を開催し（2回）、他市町の状況や国・県の状況を提供するなど情報共有を図った。なお、情報交換会は、応急仮設住宅に入居が始まり避難所が閉鎖され始まった5月末、通常の保健業務（健診等）に比重が移ってきた10月に開催するなど、市町村のニーズにも応えられるタイミングになるよう努めた。

【北部保健福祉事務所】

1. 東部保健福祉事務所管内における栄養士の活動支援（H23.4.5～H23.7.14）

■東部保健福祉事務所管内の市町避難所における食品等支援物資の流通や食事の提供状況、栄養サポートのニーズなどの現状を把握し、その結果をもとに、課題に応じた栄養改善活動につなげることを目的として、栄養士を派遣し次の支援を行った。

- ・各避難所を訪問し、調書に基づき避難所の代表者等に聞き取りを行った。
- ・食事状況調査結果から各避難所の給与栄養量の算出、データのまとめを行った。
- ・石巻市が作成し、自衛隊に提供した献立の給与栄養量を算出し、市にデータを提供した。

■支援の経過

4月 5日	東部保健福祉事務所と支援活動に関する打合せ
4月11日～12日	第1回石巻市内避難所食事状況・栄養関連ニーズアセスメント調査
4月13日	石巻市及び東部保健福祉事務所との打合せ
4月27日、28日、	第2回石巻市内避難所調査
5月1日、2日、3日	
5月12日	石巻市、県健康推進課及び東部保健福祉事務所との打合せ

- 6月21日 第3回石巻市，東松島市，女川町避難所食事状況・栄養関連ニーズモニタリング調査（栄養士1人派遣）
- 7月14日 県健康推進課，東部保健福祉事務所と打合せ
 避難所における食事状況・栄養関連ニーズアセスメント調査は，12月まで毎月1回全7回行われたが，避難所の減少により，4回目以降の調査への支援は不要となった。

■栄養調査の実施により，避難所で提供される食事の栄養素摂取状況を具体的な数値で示し，国の栄養目標量に対して不足している可能性のある栄養素や食品を市，関係者等に提示することができた。また，毎月1回定期的にモニタリング調査を実施することで，改善状況を評価することができた。

■今回，支援の必要な重点保健所と応援保健所の役割を決めたことで，スムーズに応援体制がとれた。

2. 管内二次避難所の栄養・食品衛生状況調査 (H23.5.19~H23.5.27)

■管内二次避難所の食事提供内容・個別対応・衛生管理状況や施設内の衛生状況等について確認し，必要に応じて指導を行うため，調査を実施した。

■概ね10人以上を受け入れている二次避難所26か所において，施設責任者や食事提供担当者等に対し，食事の回数，提供方法，食事時間，食事内容，献立作成者，個別対応の状況，食品の自己調達の有無について聞き取り調査を行った。

■避難所によっては，必要最低限の食糧配給のみを行い，不足分は被災者の自立を促すため自己調達に委ねている例も見受けられたが，3食提供されている場合は，個別対応を含め概ね良好に管理されていることが確認できた。

■所内の食品衛生・薬事・環境衛生担当班と連携し，チームを組んで巡回することにより栄養状況だけでなく，食品の衛生管理や施設内の衛生状況の把握，指導を同時に行うことができた。

【北部保健福祉事務所栗原地域事務所】

■各避難所の食事提供状況の確認のため，3月12日より管内避難所の巡回を順次行い，情報収集と市の要請に基づき，栄養アセスメント等の支援を実施した。市の栄養士を中心に早くから避難所の栄養管理対策がとられた。

【東部保健福祉事務所】

■避難所対応として，栄養士は，県応援保健所，他県栄養士の協力を得て4月から避難所の栄養調査をした。また，その栄養調査結果を受けて，パン又はおにぎりのほか，牛乳，野菜ジュース，おかず等がバランスよく提供できるよう，市栄養士，食糧支援担当課・提供業者等と野菜料理，果物の定期的な配給について打ち合わせた。さらに，市町で弁当を提供（市町により異なるが3~5月の間）するようになってからは，弁当を含めた栄養調査を行い，その結果に基づき，業者に対してバランスの良い弁当製造について要望した。夏季になってからは，食中毒予防対策として，市担当者とともに避難所への冷蔵庫設置について検討調整を行った。

【東部保健福祉事務所登米地域事務所】

1. 管内避難所支援 (H23.3~H23.6)

■栄養状態及び衛生状態の悪化による健康被害を予防するため，食品薬事班の食品衛生担当者と避難所を巡回し，食事の提供状況や炊き出し場所の衛生状況の確認を行い，助言を行った。(3/12~3/28)

■登米市が臨時雇用した避難所栄養士，調理補助員に対して，献立作成や衛生管理に関する教育を行うなど，登米市内にある避難所（二次避難所含む）の栄養管理体制の整備を支援した。(5~6月)

■登米市栄養士と市内全避難所を巡回し，栄養面，衛生面での状況確認と助言を行った。また，食中毒予防の普及啓発を行った。(6/13~6/23)

2. 気仙沼保健福祉事務所支援 H23.4～H23.12

■ 4月から気仙沼保健福祉事務所の応援保健所として、5月に当所管理栄養士1名が気仙沼保健福祉事務所兼務となるまでの1ヶ月間、南三陸町を担当し、避難所の食事提供状況や栄養関連ニーズ、食品流通状況の把握、他県派遣栄養士の調整等の支援を行った。(4/2～4/27, 15日間延べ29人)

■ 5月以降も食事状況・栄養関連ニーズアセスメント調査への協力や南三陸町栄養活動打合せへの出席等の支援を行った。

◎関連マニュアル等(対応・活動の際に参考としたマニュアル・資料等)

- ・災害時における市町村栄養士活動マニュアル(平成18年3月 宮城県栄養士設置市町村連絡協議会)
- ・健康危機管理時の栄養・食生活支援ガイドライン(平成19年3月 財団法人日本公衆衛生協会)
- ・地域防災計画上の記述 第3章第20節第3-3「栄養調査・栄養相談」

【気仙沼保健福祉事務所】

■ 避難所における食事提供体制の改善支援として、4月から9月まで毎月1回県応援保健所、他県栄養士、社団法人日本栄養士会の協力を得て、避難所の食事状況調査を実施した。栄養不足が懸念される避難所については、市町へ改善を要望するとともに、栄養面・衛生面の助言や情報提供を行った。

■ 南三陸町は、被災後物流が十分でなく栄養状態の悪化が懸念されたため、4月に86世帯の在宅や民泊避難者の食材調達状況や充足状況を調査し、必要に応じて栄養補助食品等を配布した。

■ 市町栄養士の活動支援としては、各市町で定期的に栄養士ミーティングを実施し、情報共有を図ったほか、栄養関係者の情報交換会を開催した。

【課題・懸案】～ここが大変だった、これを学んだ、今後の教訓～

本庁

【健康推進課】

1. 避難所で提供される食事について

■ 震災後、避難所では炭水化物中心の食事が長期間続いた。また、乳幼児や高齢者など食事に特に配慮が必要な被災者への個別の対応が行われていないといった問題があった。

■ 災害救助法の弾力的な運用では、炊き出しその他による食品の給与に係る特別基準の運用について、当初、厚生労働省から具体的な金額が提示されなかったため、被災市町では食料調達に係る費用の上限を設定できずに苦慮する事例が見られた。

■ 震災直後は、被災市町に勤務する行政栄養士が、栄養改善以外の業務に従事している場合があった。栄養士が避難所の食事提供や栄養管理などに携わっておらず、被災者の栄養改善への着手の遅れにつながる懸念があった。また、市町では避難所の食料調達は主に産業部門が担当しており、栄養バランスに配慮した食材の調達が行われにくいという問題が見られた。

2. 避難所の食事調査について

■ 避難所を対象に実施した食事調査の方法は、調査や集計の労力が大きいこと、ある程度の調査スキルがないと調査結果の精度が適切に保てないなどの課題があった。また、調査項目についても、いつの時点で何を把握すべきかが精査する必要がある。

3. 管理栄養士等の派遣について

■ 管理栄養士等の派遣については、派遣要望のある地域に派遣されない事例や、派遣先で派遣者を有効に活用できなかった事例が見られた。また、他自治体からの管理栄養士等は、保健師等の保健活動チームの一員として派遣されているため、栄養改善活動に従事するのに制約があるなどの課題があった。

地方機関**【仙南保健福祉事務所】**

■二次避難プロジェクトの中で健康管理は直接市町村の保健師が対応するとあったが、プロジェクトの窓口と保健部門の情報共有が難しい町もあり、被災者の健康課題への対応に外部資源の調整等が必要なケースも多く、人的にも不足していたことから、町と打合せを行いながら支援した。

■二次避難している方には高齢者が多く、疾病症状の悪化等が見られ巡回時に医療につなげたケースもあった。

【仙台保健福祉事務所】

■避難所の食事については、支援物資の支給・自衛隊による炊きだし、住民の炊きだしなど、様々な形態で提供されており、避難所の食事の実態把握（食事回数、内容、在庫状況、調理有無等）になかなか取り組むことができなかった。同様に栄養改善にも時間がかかった。

■県及び市町村（一部市町を除く）とも、災害対策本部の中での食品調達には栄養士が関与しておらず、支援物資が大量に保管されていても効率的に活用することが困難だった。

■市町によって異なるが、各避難所は避難所となった施設長が運営責任者となり、行政応援スタッフが配置されることがほとんどであったため、連絡体制、食糧配布方法、物資管理等については、市町・県地方振興事務所・保健所等を含め、指定避難所の施設長向けの訓練・研修などが必要。

【北部保健福祉事務所】**1. 避難所食事状況等調査について**

■市と県で、調査票を統一することができず、避難所（調査者）によっては調査ができない項目があった。

■食事状況調査と併せて必要に応じ個別の栄養相談等に応じる計画であったが、調査数が多いため、時間が十分にとれなかった。

2. 二次避難所の食事提供状況について

■二次避難所となっている旅館、ホテルでの栄養状況については、環境が整っており、良好であったが、その他の一部の避難所では、弁当などが配給されており、被災者への食事内容や栄養給与量の状況に差がみられた。市町との連携や役割分担ができていないと改善に結びつかない場合がある。

【北部保健福祉事務所栗原地域事務所】

■市は平成20年内陸地震の経験から、避難所の食事提供に栄養士が関わり、栄養管理が適切に行われたことから、栄養士の関与の重要性を再認識した。

【東部保健福祉事務所】

■被災者への食事提供について、1日3食の食事、温かい食事、栄養のバランスの良い食事の提供を目指して食事内容の改善が図られるよう取り組んだ。当初はパンやおにぎりのみだったのが、定期的に牛乳、野菜ジュース、副菜が提供されるようになり、その後に弁当の配布が始まり、徐々に栄養面での充実が図られた。

■避難所での栄養調査の課題としては、調査対象が主に市町で提供している食事等であり、個人的に摂取していた食物の栄養までは十分に把握できなかったことである。また、今回、避難所には当初冷蔵庫等の施設がなく、夏季に食中毒発生の懸念があった。

【東部保健福祉事務所登米地域事務所】**1. 管内避難所支援**

■避難所においては、設置直後から備蓄食品や支援物資の提供がなされ、食糧に困窮する状況にはなかったが、避難所生活の長期化に伴い、提供される食事では食形態が合わず、食事量が減少して体調を崩す高

齢者もみられた。

■市栄養士が避難所の食事提供に関わるという役割になってはいないが、避難所生活が長期化する中、市栄養士が献立作成や支援物資の管理に助言を行うことで栄養的、衛生的配慮がなされるようになった。市栄養士の役割を明確にし、物資調達部門との連携を強化しておくことで、より良い食事提供ができるものと思われる。

■水道が復旧せず衛生管理が困難な中、使い捨て食器が不足し、使いまわしを余儀なくされたことから、初動時において食器類の確保ルートの整備や備蓄が必要である。

2. 気仙沼保健福祉事務所支援

■気仙沼保健所の栄養士は1名であり、気仙沼市の支援で手一杯であったため、4月から当所の栄養士2名が南三陸町の支援を行ったが、町の状況（地域、人、組織等）がわからず、難しい面があった。また、栄養状態の改善について、応援保健所の立場では町に組織的に働きかけることが難しく、改善に時間を要した。

■3県から栄養士の派遣があり、栄養士でチームを組んで活動したが、各県の派遣期間が異なったこと、公用車が確保できなかったことから、効率よく活動できなかった。

【気仙沼保健福祉事務所】

■初動時より栄養改善活動の体制がとれるよう、災害時における栄養士の役割について明確にすることが必要である。

【対応状況・今後の対応】～こうしていく，教訓をこう生かす～

本庁

【健康推進課】

■避難所で提供される食事が、炭水化物中心で栄養不足や栄養の偏りを招く内容だったことを踏まえ、避難生活の長期化が見込まれる場合には、栄養バランスが考慮された食料調達が早期に行われるよう、食料備蓄や調達ルートの検討や防災計画等への位置づけについて検討・調整を行う。

■災害救助法の特別基準については、市町からの基準額明示の要望に応えるため、保健福祉総務課から厚生労働省へ照会を行い、照会への回答という形で特別基準の金額が明示された。（5月3日）

■災害直後から食料調達や避難所等での栄養改善活動に行政栄養士が従事できる体制を構築するため、研修会などの機会を通して、市町村において災害時の行政栄養士の役割に関する啓発などを行う。

■避難所の食事調査は被災者の健康保持のため重要であるが、効率的に調査を実施し、迅速に結果を市町村あて提供し栄養改善に反映できるよう、調査時期・項目・調査方法、必要な人員の確保策について検討を行っていく。

■長期にわたり避難生活を送った被災者には、食習慣の悪化等が懸念されたため、9月から応急仮設住宅等の入居者に対し、食生活の悪化予防と栄養改善を目的に管理栄養士等による栄養相談・指導を実施している。

■今回の震災では、初めて行政栄養士の公的派遣が行われた。また、栄養士会等を通じて多数の支援者が栄養改善活動に携わった。必要な地域に的確に派遣が行われるよう派遣要請のルールを整理するとともに、派遣者を有効に活用するための方策について関係機関と検討を行う。

地方機関**【仙南保健福祉事務所】**

- 災害対策本部で扱う一般食材とは別に、衛生材料や栄養補助食品等の調達を扱う窓口の設置を検討する必要がある。
- 支援物資の中でも、薬や食品は一刻を争う必要性があり、分けて管理することの検討が必要である。
- 課題に応じた専門職種の派遣を容易にするため、二次避難プロジェクトの中に、市町村支援を行う保健所の役割を明確にすることが必要である。

【仙台保健福祉事務所】

- 平常時から、地域での連携体制を整備する。「県防災計画」「市町村防災計画」をもとに、食材調達のシミュレーションを行う。また、在宅者への支援も併せて検討する。
- 避難所食事調査を実施したが、避難所スタッフ及び調査員の負担が大きかったことから、最低限必要な内容を簡単に把握できる栄養調査票の作成が必要。
- 食料の確保については、物資の調達だけではなく、配給先や圏域での配給拠点などを整備することも検討課題と思われる。また、救援物資の流通には、食事内容が命に関わる場合もある食物アレルギー、腎臓病、糖尿病など、食事に配慮が必要な人への支援体制として、栄養補助食品等の専門知識を持つ管理栄養士の配置などの配慮も必要と思われる。

【北部保健福祉事務所】

- 各マニュアル等で調査項目等を統一し、効率的に調査やモニタリングができるよう整備が必要である。また、平時に災害時の献立例を作成しておくことで、震災時の業務量を軽減できる。
- （社）宮城県栄養士会等の職能団体との協力体制の整備が必要である。
- 市町のマニュアル等で非常時の食事提供内容（献立例）や食生活支援の対応を決めておく必要がある。

【東部保健福祉事務所】

- 避難所においては、当初、食事提供状況の把握が困難であったが、「被災者への栄養・食生活改善支援活動」の一環として、3月下旬以降、食事提供状況等について市町、栄養士会等の関係機関と連携し実態把握を行った。調査結果により十分栄養が摂れていない状況であったが、市町栄養士と食糧支援担当者が連携することで改善することができた。
- 応急仮設住宅入居が進んできた時期からは、食生活支援事業が円滑に実施できるよう各市町、事業者と打合せや調整等を行ってきた。地域及び家庭における食生活の環境が大きく変化してきており、応急仮設住宅入居者だけでなく地域全体の栄養・食生活支援についても各市町と連携しながら取り組んでいく必要がある。

【東部保健福祉事務所登米地域事務所】

- 栄養改善について避難した早い段階で個別の栄養サポートを必要とする人（食物アレルギー、慢性疾患による食事制限、嚥下・咀嚼困難者等）に個別の配慮ができるよう、スクリーニング体制及び食材の確保体制を整えておく必要がある。
- 人工透析者や食物アレルギーでアナフィラキシー症状を起こす者など食事への配慮の緊急度が高い者を早期にスクリーニングするため、一次健康調査表の中に栄養・食生活に関する項目を入れるなどの対応が必要である。

【気仙沼保健福祉事務所】

- 災害時において栄養士が把握すべき情報と必要な活動を整理し、早期に栄養対策が推進される体制整

備について検討を行っていく。

避難所食事状況・栄養関連ニーズの調査結果の概要

- 1 実施主体 宮城県（保健福祉部健康推進課）
- 2 調査方法 各避難所の食事責任者等に調査票への記入を依頼
- 3 調査対象 沿岸部の13市町に設置されている避難所
（第3回調査以降は概ね50人以上が避難するか所を抽出調査）
- 4 調査項目 (1)食事の内容（献立，量） (2)食事の回数 (3)個別配慮の状況 他
- 5 調査実施者 管理栄養士（県職員，市町職員，日本栄養士会，宮城県栄養士会）

【エネルギー，たんぱく質，ビタミン類の提供状況】

	エネルギー	たんぱく質	ビタミン B1	ビタミン B2	ビタミン C
第7回	2, 128kcal	68. 1g	0. 73mg	1. 02mg	111. 9mg
第6回	2, 112kcal	69. 4g	1. 08mg	1. 04mg	180. 6mg
第5回	2, 216kcal	72. 2g	1. 11mg	1. 08mg	108. 9mg
第4回	2, 033kcal	64. 0g	0. 81mg	1. 03mg	57. 3mg
第3回	2, 019kcal	69. 5g	1. 36mg	1. 16mg	60. 4mg
第2回	1, 842kcal	57. 1g	0. 87mg	0. 96mg	48. 4mg
第1回	1, 546kcal	44. 9g	0. 72mg	0. 82mg	32. 0mg
栄養の参照量	1, 800～ 2, 200kcal	55. 0g 以上	0. 9mg 以上	1. 0mg 以上	80mg 以上

*目標栄養量は，厚生労働省通知(H23.6.14)による。必要な栄養量は，年齢・性別・活動量などにより個人ごとに異なる。

【食事の内容】

	主食	主菜	副菜	果物	牛乳・乳製品	野菜等ジュース
第7回	3. 0回	2. 6回	2. 6回	0. 7回	0. 6回	0. 8回
第6回	3. 0回	3. 0回	2. 2回	0. 2回	0. 4回	0. 7回
第5回	3. 0回	2. 6回	1. 9回	0. 6回	0. 4回	0. 7回
第4回	3. 0回	2. 2回	2. 2回	0. 6回	0. 6回	1. 1回
第3回	3. 0回	2. 4回	2. 2回	0. 6回	0. 8回	0. 6回
第2回	2. 9回	2. 0回	2. 1回	0. 4回	0. 7回	0. 2回
第1回	2. 9回	1. 5回	1. 6回	0. 5回	0. 2回	0. 1回

【避難者への個別対応をしている避難所の割合】

	軟食対応	年齢・性別による盛付の配慮	子どもへの配慮
第7回	0%	0%	0%
第6回	6. 3%	12. 5%	0%
第5回	0%	16. 7%	11. 1%
第4回	6. 1%	24. 2%	24. 2%
第3回	12. 2%	53. 1%	40. 8%
第2回	7. 9%	30. 3%	18. 7%
第1回	—	10. 2%	3. 6%



〈配給のパン(気仙沼)〉



〈炊き出し施設(山元)〉



〈避難所の食事(石巻市 4.11)〉

第2節 給食施設関係

【主な取り組み・支援活動】～何があったか、どう対応したか～

地方機関

【仙南保健福祉事務所】

■ 3月14日から管内の給食施設の食事提供状況を確認したところ、非常時の備蓄食品（3日分程度）に切り替えていた施設が多かった。しかしながら、ライフラインの復旧が長期化されることが予想されたため、当初は1日3回提供を予定していたが1日2回提供に変更せざるを得ない施設があり、栄養不足が生じていた。そのため、施設の在庫量を定期的に確認するとともに、経管栄養剤や栄養補助食品の不足に対しては、施設が燃料不足で稼働できない状況にあったことから逐次配送を行った。

【仙台保健福祉事務所】

■ 特定給食施設については、発災1週間目から、沿岸部の老人施設を中心に被災及び給食提供状況を確認した他、2週間目に病院及び老人施設などの「栄養関係の現況調査」を電話で確認した。こうした結果をもとに、3月中に管内施設のほか、石巻保健所管内も含めた施設へ経腸栄養剤など、栄養補助食品の支援物資を提供した。また、発災から2ヶ月後の5月に給食届出施設（全施設）を対象に、「給食状況確認調査」を行い、施設被害の大きかった施設を中心に食品衛生監視員と同行で巡回した。（10施設）

■ 保健所から給食施設への情報提供ツールとして、8月から隔月で「給食施設通信“ぱくっ キラッ通信”」を発行し平常時からの情報共有に努めている。（8月、10月、12月発行）

【北部保健福祉事務所】

1. 給食施設の被害状況確認 H23.3～H23.6

■ 所内各担当班から施設の被害状況調査結果についての情報を収集した。

■ 各市町教育委員会に学校給食施設の被災状況及び給食の再開時期等について電話で確認した。

■ 管内給食施設（3食提供施設）の食事提供上の支障の内容、栄養ケアの状況、要望、要請物品、管理栄養士応援等の必要性について、施設栄養士等に電話で照会を行い、県健康推進課へ報告した。

2. 給食施設への支援 H23.3～

■ 支援物資として配布された高齢者施設用の栄養補助食品、病者用食品、一般向け飲料、ビタミン錠剤等を各市町へ配布するため、リストから各食品の使用用途を調べ、仕分け作業を行った。

■ 医療機関用に無洗米、濃厚流動食品、栄養補助食品等の提供の情報が入ったが、いずれも提供数が少なかったため、主管課等と相談し、石巻等の沿岸部へ配送依頼した。

■ 5月下旬～6月上旬、給食施設の食事提供状況の把握と併せて支援物資（栄養補助食品）受入れの要望を電話、ファクシミリで行い、要望のあった18ヶ所の病院、老人福祉施設、老人保健施設等へ配布した。

■ 多種類の栄養補助食品や経管栄養剤等が提供されたので、各食品の特性や対象者についての説明書を作成しメール等での送付や外箱に添付し、使用目的を示して適切に利用されるように配慮した。

■ 6月から特定給食施設等指導を実施、また7月に給食施設調理従事者研修会を開催し、災害時の給食対応について各施設間で情報交換を行った。

◎関連マニュアル等（対応・活動の際に参考としたマニュアル・資料等）

- ・健康危機管理時の栄養・食生活支援ガイドライン（平成19年3月 財団法人日本公衆衛生協会）

【東部保健福祉事務所登米地域事務所】

■ 管内給食届出施設の食事提供状況の確認をし、給食提供に関する相談に対応した。

■ 老人福祉施設、病院等の給食施設に栄養補助食品や経腸栄養剤、飲料水、アルファ米、消毒薬等の配布

を行った。

■給食施設の復旧による完全給食の開始に伴い、管内学校給食施設の巡回指導を行った。

◎関連マニュアル等（対応・活動の際に参考としたマニュアル・資料等）

- ・東部保健福祉事務所登米地域事務所大規模地震災害対応マニュアル
- ・新潟県栄養・食生活ガイドライン（新潟県）
- ・災害時における市町村栄養士活動マニュアル（宮城県栄養士設置市町村連絡協議会）
- ・健康危機管理時の栄養・食生活支援ガイドライン（財団法人日本公衆衛生協会）
- ・危機管理時の栄養・食生活対応ガイドライン（岩手県南広域振興局）

【気仙沼保健福祉事務所】

■給食施設支援については、栄養補助食品等の物資を給食施設へ調整・配布し、6月に管内の全給食施設47施設を対象に、「給食状況確認調査」を行い、ライフライン及び食事提供状況を調査した。

【課題・懸案】～ここが大変だった、これを学んだ、今後の教訓～

地方機関

【仙南保健福祉事務所】

■交通・通信網の遮断により各施設とも食料全般の調達に苦慮しており、備蓄食品で対応しながら近隣住民からの差入れや（燃料不足のなか）職員が隣県まで買いだしに行くなどして入手していた施設が多かった。特に、栄養補助食品等特別な食品については入手困難であったが、民間企業等からの物資の受入れを直接当所が担当し、受入れと提供の調整に努めた結果、迅速に対応することができた（災害対策本部に要請した食材は沿岸部優先として入手できなかった。）。

【仙台保健福祉事務所】

■被害の大きかった石巻保健所管内の給食施設に支援物資を融通する際の所在地確認が困難であった。

【北部保健福祉事務所】

1. 給食施設の被害状況確認について

■施設の被害状況については、各主務課でも調査していることから、一次調査で食事の提供状況や不足する食品等についても含めて一度に把握できるよう、部内で調査様式を統一すると効率的にできるのではないか。

2. 給食施設への支援について

■栄養補助食品等の受入れ、配布作業を行ったが、数量が少ない場合、配布施設の選定や優先順位付けが困難であった。

■発災後、数カ月たってから、給食施設栄養士から支援物資や給水等の情報が欲しかったとの意見があったので、非常時に情報を栄養士等の給食担当者に提供できるネットワークが必要である。

【東部保健福祉事務所登米地域事務所】

1. 給食施設栄養支援対策について

■病院や老人ホーム等1日3食提供している給食施設では、3日分程度の食品を備蓄していたが、およそ2週間食材納入が滞り、必要な栄養量が提供できない施設がみられた。病院や高齢者施設は、虚弱な人が多く、低栄養に陥りやすいため、優先的な食糧支援体制の整備が必要である。

（初動時における課題等）

■登米合同庁舎が支援物資の中継基地となり、3保健所管内分（登米、石巻、気仙沼）の栄養補助食品等

を分配、配送したが、配送先に連絡が行き届かず、高齢者施設に配布しなかった特殊な食品が避難所に配布されてしまうなど、必要とするところに届けることができなかった。

【気仙沼保健福祉事務所】

■各給食施設で大規模災害に備えた備蓄等の整備、マニュアルの見直しが必要である。

【対応状況・今後の対応】～こうしていく，教訓をこう生かす～

地方機関

【仙南保健福祉事務所】

■災害対策本部で扱う一般食材とは別に、衛生材料や栄養補助食品等の調達を扱う窓口を設置してはどうか。

■支援物資の中でも、薬や食事は一刻を争う必要性があり、分けて管理することが必要ではないか。

【仙台保健福祉事務所】

■平常時から、地域での連携体制を整備する。「県防災計画」「市町村防災計画」をもとに、食材調達のシミュレーションを行う。また、在宅者への支援も併せて検討する。

■施設については、対応可能な範囲で支援せざるを得なかった。今回のように、保健所が被災することを想定し、栄養補助食品等の救援物資集配のための管内拠点として、協力を得られる施設との協定を締結することなども対策として考えられる。また、施設相互のネットワーク構築の検討も考えられる。

■給食施設の状況確認については、病院・高齢者施設・保育所など他班所管施設と重なるため、施設へ負担をかけないように、状況確認内容・確認ルート等を、事務所として所内(2支所含む)担当班と調整の上、効率的に確認できる方法を検討・訓練・見直しを行う。また、非常時の施設連絡先については、他事務所でも共有保管するなどの備えも必要と思われる。

■なお、対策として、「平常時のセルフチェック票」を作成しており、3月9日開催の給食施設栄養士研修会終了後にホームページに掲載する予定である。

【北部保健福祉事務所】

■各施設(栄養士)との連絡網をつくり、平常時から迅速な情報提供に利用し、慣れておくことが必要である。また、給食施設間で非常時に情報や物資等の相互協力がとれるような体制整備も今後、検討する必要がある。

■健康増進法等に基づき実施している給食施設指導において、非常時の給食提供マニュアルの整備や食品等の備蓄等に関する指導を引き続き行っていく。

■各マニュアル等で調査項目等を統一し、効率的に調査やモニタリングができるよう整備が必要である。また、平時に災害時の献立例を作成しておくことで、震災時の業務量を軽減できる。

■(社)宮城県栄養士会等の職能団体との協力体制の整備が必要である。

■市町のマニュアル等で非常時の食事提供内容(献立例)や食生活支援の対応を決めておく必要がある。

【東部保健福祉事務所登米地域事務所】

■給食施設に対し、食糧備蓄や災害対応マニュアルの整備を進めるとともに、水、食料等の支援物資や栄養補助食品、病者用食品を提供できるような仕組みを整える必要がある。また、給食施設間での共助が行われるようなネットワークを構築していく必要がある。

【気仙沼保健福祉事務所】

- 災害時において栄養士が把握すべき情報と必要な活動を整理し、早期に栄養対策が推進される体制整備について検討を行っていく。
- 各給食施設で備蓄食品，訓練等の情報交換，食事形態の共有化を実施し，施設及び地域の中での相互支援体制の検討を行っていく。